

●利用料金（訪問介護・総合事業）

（１）訪問介護・総合事業サービス利用料

■サービス利用料(利用者自己負担額)

介護区分	サービス内容	区分	単位数	サービス利用料	
				1割負担の方	2割負担の方
要介護1 から 要介護5 (1回当たり 利用料)	身体介護	20未満	182単位	212円	423円
		20分～30分未満	273単位	317円	633円
		30分～1時間未満	433単位	503円	1,005円
		1時間～1時間30分未満	633単位	736円	1,471円
		1時間30分以上 (30分増すごとに)	91単位	106円	211円
	生活援助	20分～45分未満	199単位	231円	462円
		45分以上	245単位	285円	570円
	身体介護に引き続き 生活援助	20分以上	73単位	85円	170円
		45分以上	145単位	169円	337円
		70分以上	218単位	254円	507円
	通院等乗降介助	1回	108単位	126円	251円
	初回加算	1回(詳細は次頁注1参照)	200単位	232円	464円
	緊急時訪問介護	1回(実施した場合のみ)	100単位	117円	233円
要支援1 要支援2 事業対象 者 (月利用 料)	介護予防型 訪問サービス	I (週1回程度)	1,168単位	1,356円	2,712円
		II (週2回程度)	2,335単位	2,711円	5,422円
		III (週3回程度)	3,704単位	4,300円	8,599円
	基準緩和型 訪問サービス	I (週1回程度)	934単位	1,085円	2,169円
		II (週2回程度)	1,868単位	2,169円	4,338円
		III (週3回程度)	2,963単位	3,440円	6,880円
	初回加算	1回(詳細は次頁注1参照)	200単位	232円	464円

※要介護1～5の単位数には、特定事業所加算（Ⅱ）10.0%が含まれています。

※利用料金は、所定単位数に介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の13.7%）を足したものに、10.21（金沢市の単価）をかけて算出した金額の1割です（一定以上所得のある方は2割です）。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（18時～22時）帯は25%増し、深夜（22時～6時）は50%増しとなります。

※2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※介護予防型訪問サービス及び基準緩和型訪問サービスは、原則1回のサービス時間は45分を限度とします。

※指定訪問介護等の介護給付費または事業費に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）キャンセル料

利用者の都合により、指定訪問介護等の利用をキャンセルすることができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

【要介護1～5の方】

利用予定日の前日17時まで申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日17時まで申し出がなかった場合	キャンセル料500円

※体調不良、入院等、やむを得ない事情がある場合は、当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。

【要支援1・要支援2・事業対象者の方】

月単位の定額制のため、キャンセル料はありませんが、中止が決まりましたらお早めにご連絡ください。

●お手伝いサービス（自費）

草むしりや大掃除など介護保険対象外のサービスをご希望の場合や利用制限を超えた場合

時間帯	30分未満	1時間未満	1時間を超えた場合 30分毎に
7時～9時	1,050円	2,600円	1,300円加算
9時～17時	1,050円	2,100円	1,050円加算
17時～22時	1,050円	2,600円	1,300円加算

※30分未満は、訪問介護、居宅介護と連続してご利用の場合に限ります。

※土・日曜日、祝日は、要相談で1回あたり500円の割増（30分未満は250円の割増）となります。

※お盆（8/15～8/16）、年末年始（12/29～1/3）は、要相談で1回あたり1,000円（30分未満は500円の割増）となります。

※ヘルパー2名によるサービスの場合は、上記利用料金×2名分のご利用料金となります。

● 利用料金（障害福祉サービス・居宅介護）

サービス内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 30分毎に加算	
身体介護	363円	573円	832円	950円	1,068円	1,186円	118円	
サービス内容	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 15分毎に加算		
家事援助	149円	216円	279円	337円	390円	49円		
サービス内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 30分毎に加算	
通院等介助 （身体介護を伴う）	363円	573円	832円	950円	1,068円	1,186円	118円	
サービス内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分毎に加算				
通院等介助 （身体介護を伴わない）	149円	279円	390円	100円				
サービス内容	1回							
通院等乗降介助	144円							
サービス内容	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満	4時間以上8時間未満 30分毎に加算
重度訪問介護	246円	366円	488円	609円	732円	852円	975円	114円
	区分	1回						
初回加算	居宅介護	266円						
	重度訪問介護	243円						

※単位数には、特定事業所加算（Ⅱ）10.0%が含まれています。

※利用料金は、所定単位数に介護職員処遇改善加算Ⅰ（「居宅介護」は所定単位数の30.3%、「重度訪問介護」は所定単位数の19.2%）を足したものに、10.18（金沢市の単価）をかけて算出した金額の1割です。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者様の居宅介護計画等に定められた目安の時間を基準とします。

※基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（18時～22時）帯は25%増し、深夜（22時～6時）は50%増しとなります。

※重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に15%、障害程度区分6に該当されれば、8.5%が加算されます。

＜ 2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合 ＞

※1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者様の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

＜ 利用者負担額の上限等について ＞

※1ヶ月あたりの介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

所得に応じて5区分の月額負担額が設定されていて、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町民税非課税世帯（注1）	0円
一般 1	市町民税課税世帯（所得16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

＜ キャンセル料 ＞

利用者の都合でサービスを中止する場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日 17 時まで申し出があった	無料
利用予定日の前日 17 時まで申し出がなかった	利用者負担相当額

※体調不良、入院等、やむを得ない事情がある場合は、当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。